

## 投票環境の向上方策等に関する研究会（第5回） 議事要旨

### 1 日時

平成26年10月21日（金）10:00～12:00

### 2 場所

総務省1階共用会議室3

### 3 出席者

（委員）磯部座長、卯本委員、大橋委員、小尾委員、河村委員、  
小島委員、品田委員、清水委員、廣井委員、望月委員、山崎委員  
（総務省）稲山選挙部長、大泉選挙課長、杉原管理課長

### 4 議事要旨

各議題の前に事務局より議題の概要を説明

#### <選挙人名簿の登録制度の見直しについて>

- ・ 選挙人名簿の被登録資格を満たした者が、次の登録日を迎える前に他の市町村に転出した場合などに、直後の登録時に他の市町村に転出した旨を表示して登録する別案は、投票権を得たのに投票できなかった者を救済する意味で優れた案であり、登録回数を増加する案と比較して、選挙管理委員会の事務負担の面からも受け入れやすい。
- ・ 別案により、新たに投票が可能となる大学生等に対して制度改正の周知や啓発を行うことも重要ではないか。
- ・ 別案による場合には、転出前の市町村と転出先の市町村に二重に登録される者が増加することが見込まれるが、これについては、市町村間の通知を制度化することが適当であるとの意見があった一方で、現在、運用上行われている二重登録に関する相互通知をさらに徹底することが適当であるとの意見もあった。

#### <最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の見直しについて>

- ・ 長年懸念となっていた課題であり、審査人の利便性向上につながることから、国民審査の期日前投票の開始日を告示日の翌日とすることが適当である。
- ・ 国民審査の対象となる裁判官は告示日に確定するのに、未確定のうちに公式の手続で投票用紙を印刷することは法的にどうなのかという議論は、ためにする議論という感じがする。

<期日前投票の投票時間の弾力的設定について>

- ・ 一の期日前投票所の終了時刻の繰上げについては、当日投票においても地域により相当数の投票所で終了時刻を繰り上げている例があり、期日前投票でも同様のことが起こり得るのではないかと。
- ・ 繰上げを行うにしても、その場合は、その理由を明示することが最低限必要である。
- ・ 当日投票において、終了時刻の繰上げを行う場合には、市区町村は必要な検討を行っており、各市区町村の判断を尊重してもよいのではないかと。選挙人がほとんど来ないと分かっているにもかかわらず杓子定規に開けておくことも問題ではないかと。
- ・ 終了時刻に関わらず終了時刻間際に投票者数は増えるので、終了時刻を事前に周知しておけば選挙人の権利侵害にはならないと考えられる。
- ・ 午前8時30分から午後8時まで必ずしも同一の投票所が開いている必要はなく、同一市区町村の領域内でどこか一つの投票所が開いている状態であればよいこととしてはどうか。例えば、市役所では午前8時半から午後6時まで、街中の期日前投票所では午後8時までといった形でもよいのではないかと。
- ・ 期日前投票は期間が長く、選挙期日に近づくにつれて投票者数が多くなっていくことから、初期は短時間、後期は長時間、期日前投票所を開くという柔軟な運用も認めるという考え方もある。